

鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第11号

鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥取市国民健康保険条例（昭和34年鳥取市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「この市が行う国民健康保険」を「この市が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 この市が行う国民健康保険の事務

第1条の見出し及び同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条中「第11条」を「第11条第2項」に改める。

第11条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険

者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第11条の3中「、資産割額」を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条の見出し中「基礎賦課額」を「一般被保険者に係る基礎賦課額」に改め、同条第1号中「100分の7.1」を「100分の7.2」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「22,000円」を「23,000円」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号ア中「23,000円」を「24,600円」に改め、同号イ中「11,500円」を「12,300円」に改め、同号ウ中「17,250円」を「18,450円」に改め、同号を同条第3号とする。

第14条の2中「、資産割額」を削る。

第14条の4を次のように改める。

#### 第14条の4 削除

第14条の5の2第1号中「第14条第4号ア」を「第14条第3号ア」に改め、同条第2号中「第14条第4号イ」を「第14条第3号イ」に改め、同条第3号中「第14条第4号ウ」を「第14条第3号ウ」に改める。

第14条の6中「54万円」を「58万円」に改める。

第14条の6の2中「、資産割額」を削る。

第14条の6の4を次のように改める。

#### 第14条の6の4 削除

第14条の6の5第1号中「100分の2.6」を「100分の2.7」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「8,400円」を「9,200円」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号ア中「6,200円」を「9,000円」に改め、同号イ中「3,100円」を「4,500円」に改め、同号ウ中「4,650円」を「6,750円」に改め、同号を同条第3号とする。

第14条の6の6中「、資産割額」を削る。

第14条の6の8を次のように改める。

#### 第14条の6の8 削除

第14条の6の10第1号中「第14条の6の5第4号ア」を「第14条の6の5第3号ア」に改め、同条第2号中「第14条の6の5第4号イ」を「第14条の6の5第3号イ」に改め、同条第3号中「第14条の6の5第4号ウ」を「第14条の6の5第3号ウ」に改める。

第14条の7中「、資産割額」を削る。

第14条の9を次のように改める。

#### 第14条の9 削除

第14条の10第1号中「100分の2.3」を「100分の2.4」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「9,000円」を「9,400円」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「6,000円」を「7,000円」に改め、同号を同条第3号とする。

第18条第1項（各号列記以外の部分に限る。）中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第3項及び第4項中「54万円」を「58万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の鳥取市国民健康保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 提案理由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴う国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得基準の改定を行うとともに、保険料算定額のうち資産割額を廃止し、保険料率を改定する等所要の整備を行うためである。